

別紙1

【開示しない部分及びその理由】

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
1 平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て		・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、東京都個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第16条第6号により非開示。
	【詳細】の一部		・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
2 平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て		・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
	【要旨】の全部		・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
3 平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【相談主訴】の全て		・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
	【要旨】の全部 【詳細】の全部		・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
4 平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て		・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
	【要旨】の全部		・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
5 平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て		・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
	【要旨】の全部		・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
6 平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て		・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
	【要旨】の全部 【詳細】の全部		・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。

	対象箇所	非開示部分	非開示理由
351	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部 【詳細】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。
352	平成〇年〇月〇日 〇時〇分	【面接調査人数】の一部 【相談主訴】の全て	・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。
		【要旨】の全部	・開示請求者以外の個人に関する情報であるため、条例第16条第2号により非開示 ・開示することにより相談・援助の方針又は評価・判断が明らかになり、関係者との信頼関係が損なわれ、当該業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第16条第6号により非開示。 ・法定代理人による請求であり、開示することで、未成年者等の利益に反するため、条例第16条第8号により非開示。